

〈お知らせ〉

秋田市内で運転免許証の住所等の記載事項の変更届をされる方へ

運転免許センターでの手続きをお願いいたします

- ◆ 受付日
 - 祝日、土曜日、年末年始を除く毎日
 - 午前8時30分から午後4時までの間
 - ◆ 必要なもの
 - 運転免許証
 - マイナ免許証

※ 運転免許証とマイナ免許証のどちらも所持している方は、必ず両方をお持ちください。
 - 添付書類
- 変更する内容に応じて運転免許証等のほかに以下の書類をお持ちください。

区分 変更する項目	運転免許証のみ持っている方	マイナ免許証を持っている方 (2枚持ちの方も含みます)
本籍・国籍等の変更	住民票（本籍が記載されたもので、交付から6ヶ月以内）※コピー不可	
氏名の変更	住民票（本籍が記載されたもので交付から6ヶ月以内） ※コピー不可 またはマイナンバーカード（氏名変更の経緯が記載されたもの）の提示	マイナンバーカードの提示 (マイナンバーカードに記載されている氏名・住所で確認します。)
住所の変更	住民票（交付から6ヶ月以内）※コピー不可 または以下の新しい住所を確認できる書類 ○マイナンバーカード ○公共料金の請求（領収）書（更新者が宛先のもの） 例：電気、ガス、水道料金の請求書又は領収書 ○官公庁等発行の通知書・郵便物等（更新者が宛先のもの） 例：税金、年金関係の各種通知書又は証明書など ※いずれもコピー不可	
旧姓の併記	住民票（旧姓が記載されたもので、交付から6ヶ月以内）※コピー不可 またはマイナンバーカード（旧姓・旧氏が記載されたもの）の提示	

秋田県警察運転免許センター
〒010-1606 秋田市新屋寿町5-1
電話 (018) 824-3738

運転免許センターホームページはこちら

